(ｴ) 合奏で扱う楽器については，リズム，旋律，和音などの各声部の演奏ができるよう，楽器の特性を生かして選択すること。

ク　各段階の「Ａ表現」のウの音楽づくりの指導に当たっては，次のとおり取り扱うこと。

(ｱ) 音遊びや即興的な表現では，リズムや旋律を模倣したり，身近なものから多様な音を探したりして，音楽づくりのための発想を得ることができるよう指導すること。

(ｲ) どのような音楽を，どのようにしてつくるかなどについて，生徒の実態に応じて具体的な例を示しながら指導すること。

(ｳ) つくった音楽については，指導のねらいに即し，必要に応じて記録できるようにすること。記録の仕方については，図や絵によるものなど，柔軟に指導すること。

(ｴ) 拍のないリズム，我が国の音楽に使われている音階や調性にとらわれない音階などを生徒の実態に応じて取り上げるようにすること。

ケ　各段階の「Ｂ鑑賞」の指導に当たっては，気付いたり感じたりしたことを体の動きで表現したり，絵にかいたり，言葉で表現したりできるよう指導を工夫すること。

コ　２の目標及び内容の〔共通事項〕の(1)のアに示す「音楽を形づくっている要素」については，生徒の発達の段階や指導のねらいに応じて，次の(ｱ)及び(ｲ)を適切に選択したり関連付けたりして必要に応じて適切に指導すること。

(ｱ) 音楽を特徴付けている要素

㋐　音色，リズム，速度，旋律，強弱，音の重なり，和音の響き，音階，調，拍，フレーズなど

(ｲ) 音楽の仕組み

㋐　反復，呼びかけとこたえ，変化，音楽の縦と横との関係など

サ　〔共通事項〕の(1)のイに示す「音符，休符，記号や用語」については，生徒の実態や学習状況を考慮して取り扱うこと。

シ　歌唱教材は，次に示すものを取り扱うこと。

(ｱ) 生徒の生活年齢及び発達の段階に応じた，日常の生活に関連した曲

(ｲ) 主となる歌唱教材については，各段階とも(ｳ)の共通教材を含めて，独唱，斉唱で歌う曲

(ｳ) 共通教材

㋐　１段階の共通教材は，次に示すものとする。

「うさぎ」　（日本古謡）
「茶つみ」　（文部省唱歌）
「春の小川」　（文部省唱歌）高野辰之作詞　岡野貞一作曲
「ふじ山」　（文部省唱歌）巌谷小波作詞
「さくらさくら」　（日本古謡）
「とんび」　葛原しげる作詞　梁田貞作曲
「まきばの朝」　（文部省唱歌）船橋栄吉作曲
「もみじ」　（文部省唱歌）高野辰之作詞　岡野貞一作曲

㋑　２段階の共通教材は，次に示すものとする。

「こいのぼり」　（文部省唱歌）
「子もり歌」　（日本古謡）
「スキーの歌」　（文部省唱歌）林柳波作詞　橋本国彦作曲
「冬げしき」　（文部省唱歌）
「越天楽今様（歌詞は第２節まで）」（日本古謡）　慈鎮和尚作歌
「おぼろ月夜」　（文部省唱歌）高野辰之作詞　岡野貞一作曲
「ふるさと」　（文部省唱歌）高野辰之作詞　岡野貞一作曲
「われは海の子（歌詞は第３節まで）」（文部省唱歌）

ス　器楽教材は，次に示すものを取り扱うこと。

(ｱ) 生徒の生活年齢及び発達の段階に応じた，指導のねらいとの関係において適切であり，身近で親しみのもてるもの。

(ｲ) 主となる器楽教材については，既習の歌唱教材を含め，主旋律に簡単なリズム伴奏や低音部を加えた曲。

セ　音楽づくり教材は，次に示すものを取り扱うこと。

(ｱ) 生徒の生活年齢及び発達の段階に応じた指導のねらいとの関係において適切であり，身近で親しみのもてるもの。

ソ　音や音楽の特徴を身体表現するために適した教材は，次に示すものを取り扱うこと。

(ｱ) 主となる教材については，既習の歌唱教材や器楽教材を含め，音や音楽を聴いて体を動かすことができるものを中心に，生徒の生活年齢及び発達の段階に応じた指導のねらいとの関係において